

高齢者虐待について

令和 元年 6月24日(月)
居宅介護支援事業所研修会

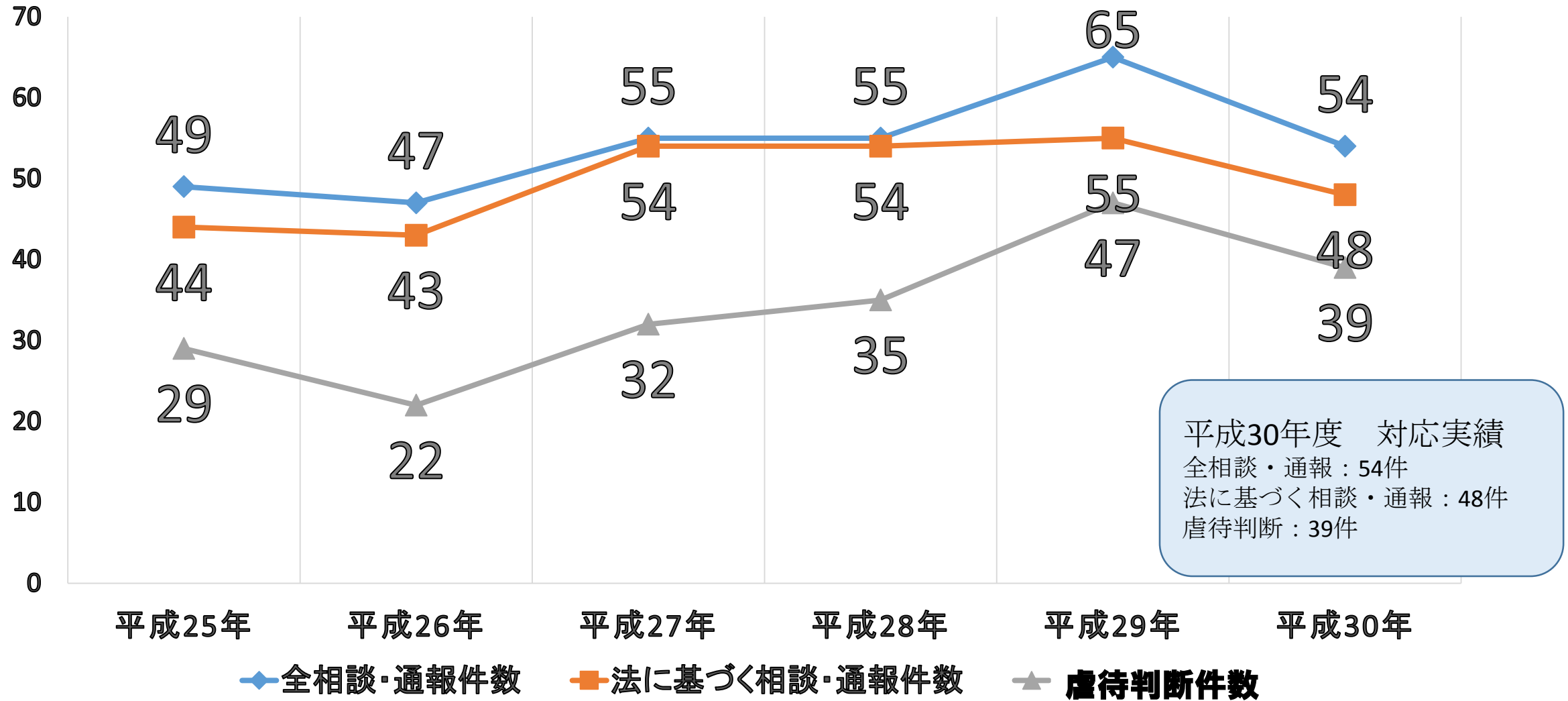
長浜市高齢福祉介護課
柏

高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)における高齢者虐待の定義

「高齢者虐待」とは養護者による高齢者虐待および養介護施設従事者等による次に該当する行為をいう。

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ホ 養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること

相談通報受理件数の推移



※法に基づく相談通報受理件数は、65歳未満、セルフネグレクト、養護者には当たらないケースを含まない。

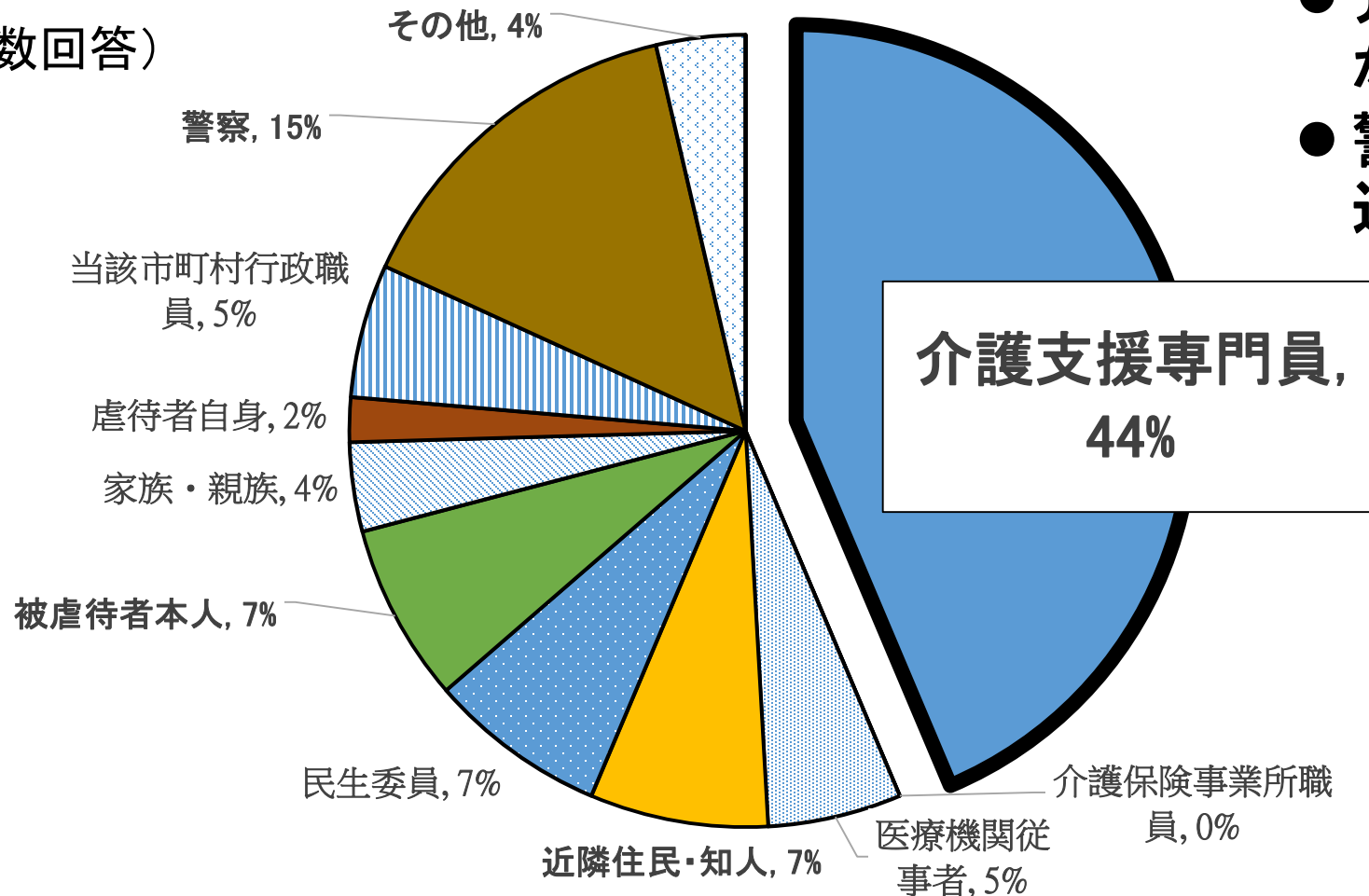
※虐待件数は各年度に判断された件数(前年度に相談・通報があり判断が翌年度になった件数含む)

長浜市における高齢者虐待対応の状況①

平成30年度養護者による虐待

● 相談・通報者

(複数回答)

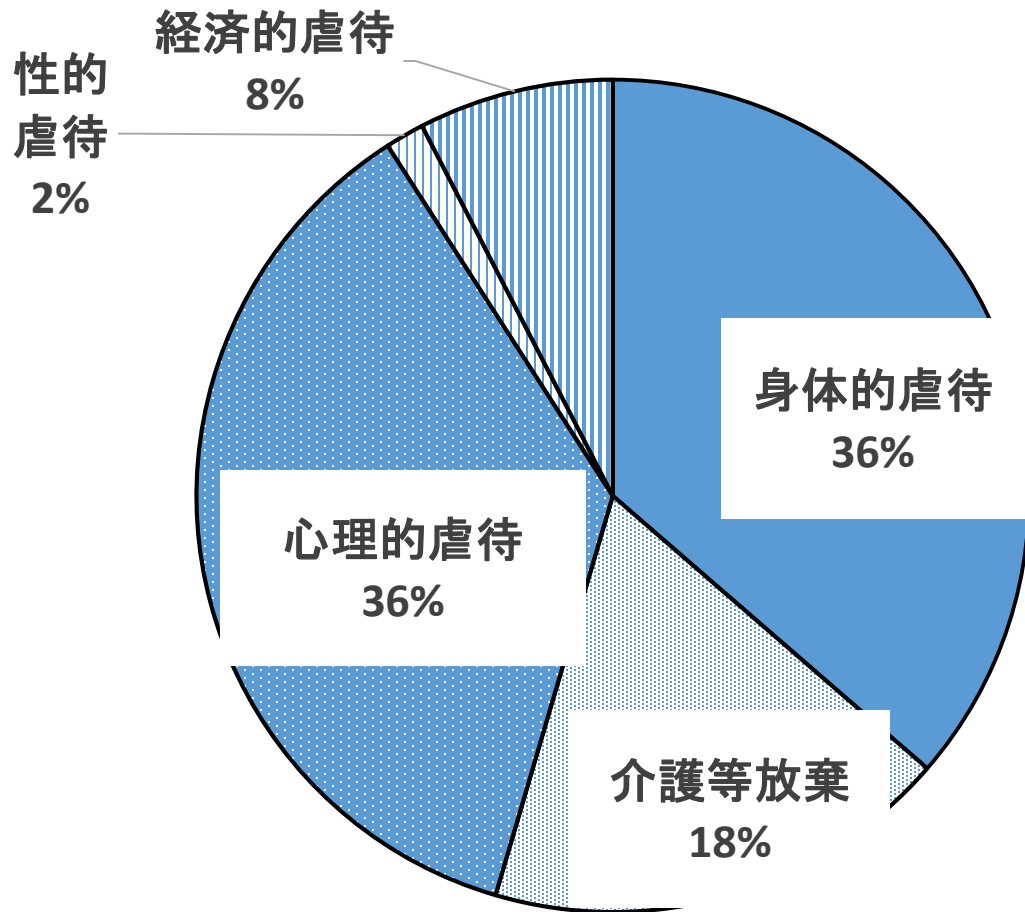


- 介護支援専門員の相談通報が4割！！
- 警察との連携が進んでおり、近年相談件数が増加。

長浜市における高齢者虐待対応の状況②

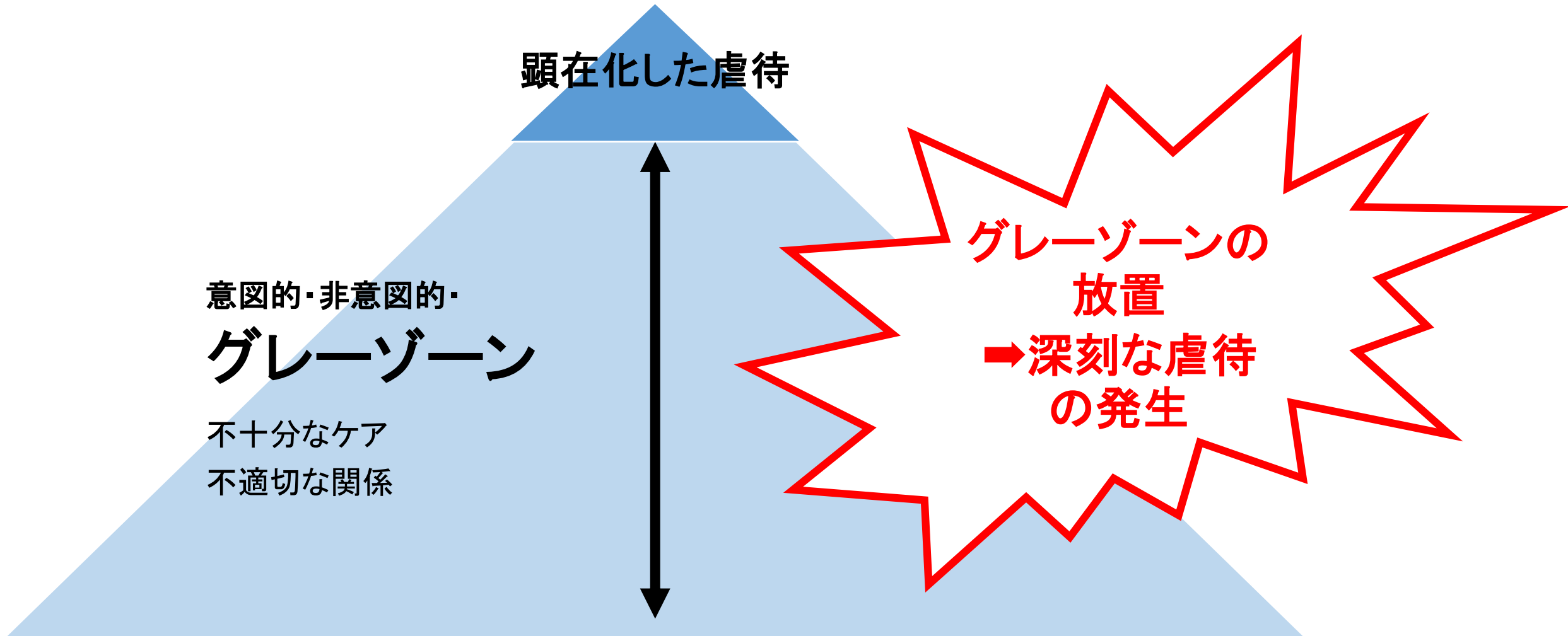
平成30年度養護者による虐待

- 虐待の内容(虐待の種別・類型)



- 例年身体的虐待が最も多い傾向。
- なぜ、身体的虐待が最も多いのか。
⇒けが、あざ、大声など発見されやすい。
- 虐待は重複して起きていることが多い。

すべての虐待に共通する概念図

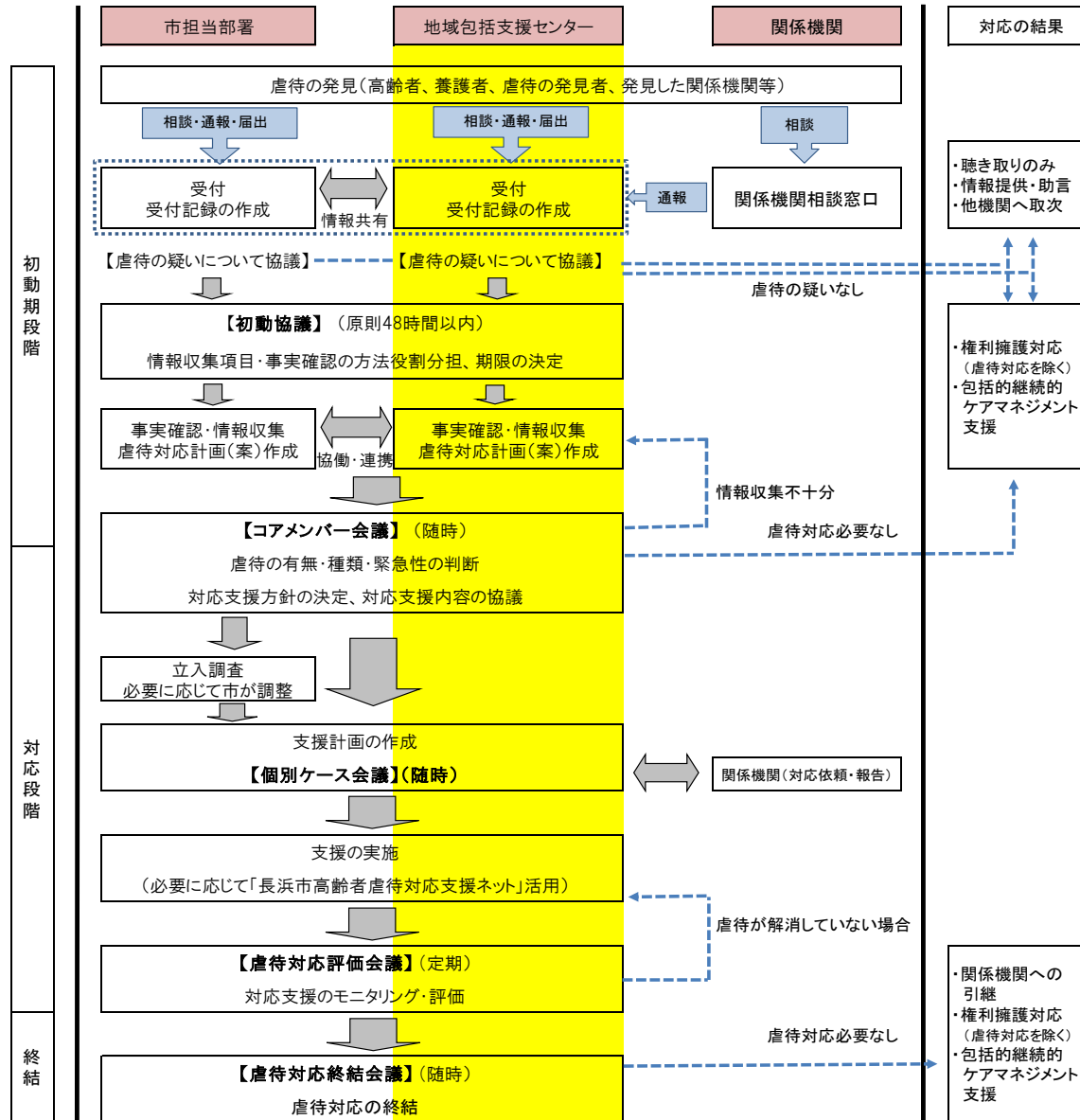


これってもしかして？でも…

- いつでも一生懸命、がんばりやの介護者さん。
 - まさかあの人ができるはずはない。疑ってはいけない。
 - ご本人はいつでもわがまま放題、ご家族の苦労もわかる気がする。あんなにわがままを言うのだから仕方ない。
-
- しかし、「虐待」は故意かどうかは問いません。
 - 「虐待」と扱うことは、介護者を悪者扱いすることではありません。
 - ケアマネの皆さんが虐待と判断する必要はありません。

相談・通報するとどうなるの？

高齢者虐待事例対応の基本的な流れ



①相談・通報

Aさん(90代の女性)独居。要介護1(DS週2回、HH週2回利用)

Bさん(60代の息子)近隣に住居。Bさん夫婦ともにうつ症状があり、要支援認定を受けている。

【Aさんの状況・相談内容】

- Aさんは、認知症の進行により内服管理が出来ていない。
- 食事もいつ何をどのように食べているか不明。
- HHが入るまでゴミ屋敷状態であった。
- 暖房機器が使用できず、室温5度で低体温(34～35度)となっていた。

Aさん担当CMから地域包括支援センターに上記の状況であるが、別居の子どもからの支援が不十分。どのように支援を行っていけば良いか相談が入る。



②初動協議と事実確認



【初動協議】 ※原則48時間以内

- 初動時の緊急性の判断
- 誰が誰にどこで何を情報収集するか事実確認の内容と方法を協議
- 事実確認の期限を決定

【事例の事実確認】

- DS、HH事業所職員に聞き取り(サービス利用がある場合)
- 本人宅で本人と面談
- Cさん(長女)から聞き取り

③コアメンバー会議

- 虐待の有無・種類・緊急性の判断
- 今後の虐待対応支援

【事例】

□虐待の事実あり： 放棄放任

□根拠：食事が不十分で体重が減少・自宅環境が整っておらず、低体温
となっている・適切な受診ができていない

□今後の方針：①本人の生活安定のため、サービスの見直しを行う。
②支援者や養護者の役割を明確化し負担軽減を図る。

⇒個別計画を作成



④支援・対応（H29.12～H30.10）

➤個別ケース会議開催（8回）

各支援者から現状報告と今後の支援、役割について

➤介護サービス調整・・・（担当CM）

➤老人保健施設入所支援・・・（担当CM・高齢課）

➤入院先に情報提供・・・（担当CM・包括・高齢課）

➤区分変更支援・・・（担当CM・包括・高齢課）

➤家族面談実施（4回）・・・（包括・高齢課）

➤高齢者日常生活用具給付（IH器具）活用・・・（高齢課）

➤社会福祉法人等利用者負担軽減の申請手続き・・・（高齢課）

⑤ 評価会議

【評価1回目】: 一時的に解消(再発の可能性が残る)と判断

本人が体調不良により緊急ショート利用中のため

○新対応計画

ショート後は、冬場の在宅生活が厳しいため、老健入所の支援を実施。

【評価2回目】: 虐待の疑いがある(老健退所後)

○新対応計画

在宅での評価継続。時期をみて区変の申請を再度すすめる。夏場の状況によって老健入所支援。入所が出来ず、在宅生活が困難な場合は措置入所も検討。

【評価3回目】: 特養入所により、終結となる。

ちよつとこれとは気づいたら・・・

- 通報の義務(高齢者虐待防止法 第5条、第7条)

◎高齢者の福祉に関する業務に従事する者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない

◎養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

相談・通報窓口

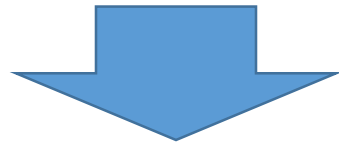
名称	電話番号	担当地域
長浜市高齢福祉介護課	65-7841	長浜市全域
南長浜 地域包括支援センター	65-8352	長浜、六荘 西黒田、神田
神照郷里 地域包括支援センター	65-8267	神照、南郷里、北郷里
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	73-2653	浅井、びわ、虎姫
湖北高月 地域包括支援センター	85-5702	湖北、高月
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	82-3570	木之本、余呉、西浅井



まとめ

虐待は突然発生しない

- 虐待の背景要因には、複数の問題・課題がある
- 不適切な状況の放置が深刻な虐待につながる



- 適切なアセスメント
- 本人、家族の思いに寄り添った支援

困難なケースは、早めに相談を！

日々の皆さんの支援が
「虐待の予防」になっています！